

【夏合宿 第1問】

1. Xは、暴力団A組組長の地位にあり、A組には、Xを専属で警護するボディガード（米軍の特殊部隊の名前からスワットと呼ばれる）が複数名おり、その一員たるYは、襲撃してきた相手に対抗できるように、けん銃等の装備を持ち、被告人が外出して帰宅するまで終始被告人と行動を共にし、警護する役割を担っていた。

XとYらとの間には、個々の任務の実行に際しては、Xの気持ちを酌んで自分の器量で自分が責任をとれるやり方で警護の役を果たすものであるという共通の認識があった。

2. Xは、Yらを伴って上京することも多く、平成9年中に、既に7回上京していた。東京においてXの接待等をする責任者はZであり、Zは、Xが上京する旨の連絡を受けると、配下の組員らとともに車5、6台で被告人を迎えに行き、Zの指示の下に、おおむね、先頭の車に被告人らの行く先での駐車スペース確保や不審者の有無の確認等を担当する者に乗せ（先乗り車）、2台目にはZが乗ってXの乗った車を誘導し（先導車）、3台目にはXに乗せ（X車）、4台目にはYらが乗り（スワット車）、5台目以降には雑用係が乗る（雑用車）という隊列を組んで、Xを警護しつつ一団となって移動するのを常としていた。

3. 同年12月下旬ころ、Xは、遊興等の目的で上京することを決め、4名が随行することになった。この上京に際し、Xに対する襲撃を懸念し、Xを防御するためのけん銃等は東京側で準備してもらうこととした。そこで、YからXの上京について連絡を受けたZは、けん銃5丁を用意して実包を装てんするなどして準備を調えた。

4. 同年12月25日夕方、Xらが到着すると、これをZや組関係者と、先に新幹線で上京していたスワット3名が5台の車を用意して出迎えた。その後は、次のような態勢となった。

① 先乗り車には、スワット2名が、各自実包の装てんされたけん銃1丁を携帯して乗車した。

② 先導車には、Zらが乗車した。

③ X車には、Xのほか秘書らが乗車し、Xは防弾盾が置かれた後部座席に座った。

④ スワット車には、スワット3名が、各自実包の装てんされたけん銃1丁を携帯して乗車した。

⑤ 雑用車は、当初1台で、途中から2台に増えたが、これらに東京側の組関係者が乗車した。

そして、Xらは、先乗り車が他の車より少し先に次の目的場所に向かうときのほかは、この車列を崩すことなく、一体となって都内を移動していた。また、遊興先の店付近に到着して、被告人が車と店の間を行き来する際には、被告人の直近を組長秘書らがガードし、その外側を、けん銃等を携帯するスワットらが警戒しながら一団となって移動し、店内では、組長秘書らが不審な者がいないか確認するなどして警戒し、店外では、その出入口付近で、本件けん銃等を携帯するスワットらが警戒して待機していた。

5. Xらは、翌26日午前4時過ぎころ、最後の遊興先を出て宿泊先に向かうことになった。その際、先乗り車は、先にホテルに向かい、その後、残りの5台が出発した。出発後すぐ警察官らがその車列に停止を求め、スワット車の中から、けん銃3丁等を発見、押収し、Xらは現行犯逮捕された。また、そのころ、先乗り車でホテルに一足先に到着していたスワットらは、所持していた各けん銃1丁等を投棄したが、間もなく、これらが警察官に発見された。

6. スワットらは、いずれも、Xを警護する目的で実包の装てんされたけん銃を所持していた。しかしXは、過去にスワットを務めた経験から拳銃の携行の概括的可能性は認識していた。

最高裁判所第一小法廷決定平成15年5月1日